

1 (Plan) 事務事業の計画									
事務事業名	監査事務事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	2	—	6	—	1
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	6	市民と行政がともに歩むために	事業コード(大-中-小)	6	—	11	—	26
	施策の大綱(節)【政策】	1	効率的・効果的な行財政の経営	総合戦略での 位置づけ	基本目標				
	施策の展開(項)【施策】	1	行政の効率化の推進		施策大項目				
	具体的な施策と内容	1	適切な行政経営		施策小項目				
事務事業の概要 (全体事業の内容)	・監査を地方自治法に基づき実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会、市長、行政委員会等に提出し、公表する。 ・決算審査及び財政健全化判断比率等審査は、地方自治法に基づき市長からの依頼を受け、決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行が効率的かつ有効なものとなっているか、財政の健全性が保たれているかを審査する。								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営								

2 (Do) 事務事業の実施										
評価対象年度の事業内容等										
対 象 (誰・何を)	財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、その他事務の執行									
	事業内容(手段、方法等)				成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)					
【定期監査】監査対象課の財務事務に関する簿冊の書類審査、現地実査(必要に応じて)、対象課とのヒアリングを実施したうえで、監査講評を行う。監査結果については、定期監査報告書を作成し、市長、市議会議長、行政委員会等に報告するとともに公表し、対象課には措置状況の改善報告を求める。 【決算審査】決算書その他予算の執行状況を確認できる書類の提出を受け、審査する。審査結果を基に意見書を作成し市長に提出する。 【例月出納検査】予算の執行状況を確認できる書類の提出を受け、毎月の現金収入や支出の事務処理が適正・正確に行われているか検査を実施する。 【財政健全化判断比率等審査】 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき作成された調書の提出を受け、審査する。審査結果を基に意見書を作成し市長に提出する。				・違法、不正な事務があれば、指摘し改善を求める。 ・事務基準等に反する事務処理を指摘し改善を求める。 ・非効率的な予算の執行があれば、指摘し改善を求める。 ・財政の健全性が保たれていない場合は、指摘し改善を求める。						
コスト推移				26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度予算	30年度見込	31年度見込	32年度見込
事業費(直接経費) (単位:千円)				2,097	2,401	2,431	2,600	2,600	2,600	2,600
財 源 内 訳	国県支出金									
	地方債									
	その他特定財源(特別会計→繰入金)									
	一般財源(特別会計→事業収入)			2,097	2,401	2,431	2,600	2,600	2,600	2,600

事業の活動量・実績の数値化 活動指標	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	定期監査（課かい）		計画	-	42	42	35	32	29	
				実績	42	42	42	35	24	-	
	②	定期監査（学校、出先、財政援助団体、工事監査等）		計画	-	24	27	29	23	26	
				実績	35	24	22	27	23	-	
	③	随時監査		計画	-					1	
				実績						-	
	〈記述欄〉※数値化できない場合 監査事務事業の中で、決算審査（一般会計、特別会計、企業会計）、財政健全化判断比率等審査、経営健全化審査（特別会計、企業会計）等については、数値化は不可能。										
	もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
① 個別指摘事項に対する改善報告数		定期監査報告書において改善要と指摘した項目がどの程度改善されたかを確認する指標として設定。H27年改善報告分から「改善後に報告」と変更している		計画	-	31	30	35	25	50	
				実績	25	31	30	33	21	-	
②				計画	-						
				実績						-	
③				計画	-						
				実績						-	
〈記述欄〉※数値化できない場合											

3（Check）事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	・公正で合理的かつ能率的な市の行・財政運営を確保するために実施するため。 ・地方自治法等で監査委員が実施するよう定められている事務であるため。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	● 有効である 概ね有効である 有効でない	・違法、不正となるものは見受けられないが、内部事務基準等に反する事務処理が散見される状況となっており、是正を求め、注意を喚起している。 ・財務事務のルールが広範にわたり定められているため、重点事項を絞って監査を実施したり、一巡したところで重点項目を変えていくなど、実施方法をに変化を付けるよう工夫している。
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 現行どおりでよい 見直しが必要	・中核市以上の規模の自治体には包括外部監査が義務付けられているが、あくまでも監査委員制度を補完するもので、内部監査が不要となるわけではなく、逆にコストは増加する。 ・施設の所管課が実施する指定管理者へのモニタリングの状況を確認することで、指定管理者の監査を簡素化できないか検討していく。 ・全国の同等規模の自治体の中では下位に属する金額であり、これ以上の削減は難しい。 ・受益者負担には該当しない事務事業である。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	
今後の方向性の理由、改革改善の取組等		(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) ・ 民間実施として包括外部監査と個別外部監査がある。これらの外部監査は、定期監査とは別に実施されるもので、外部監査を実施するには、委託料を別途予算措置する必要があり、現時点では外部監査は考えていない。 ・ 平成26年度から財務監査に併せて行政監査を実施することとした。重点項目として、公金、準公金の収納事務及びチェック体制、備品の登録・保管場所・保管方法、市が事務局となる実行委員会等外部団体の事務等を加えたほか、施設など現地に赴き実査を行うようにした。また、平成28年度から工事監査を導入している。 ・ 平成29年度においては、職員による公金着服事案が発生したため、随時監査を行った。	
外部評価の実施			実施年度
改善進捗状況等	H28進捗状況		
	H28取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)	